

Make a Vision Together

地域における公益的な取組みと 社会福祉法人

2020年5月19日（火）

全国社会福祉法人経営者協議会
フォローアップセミナー

独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター
小寺 俊弘

<本日の内容>

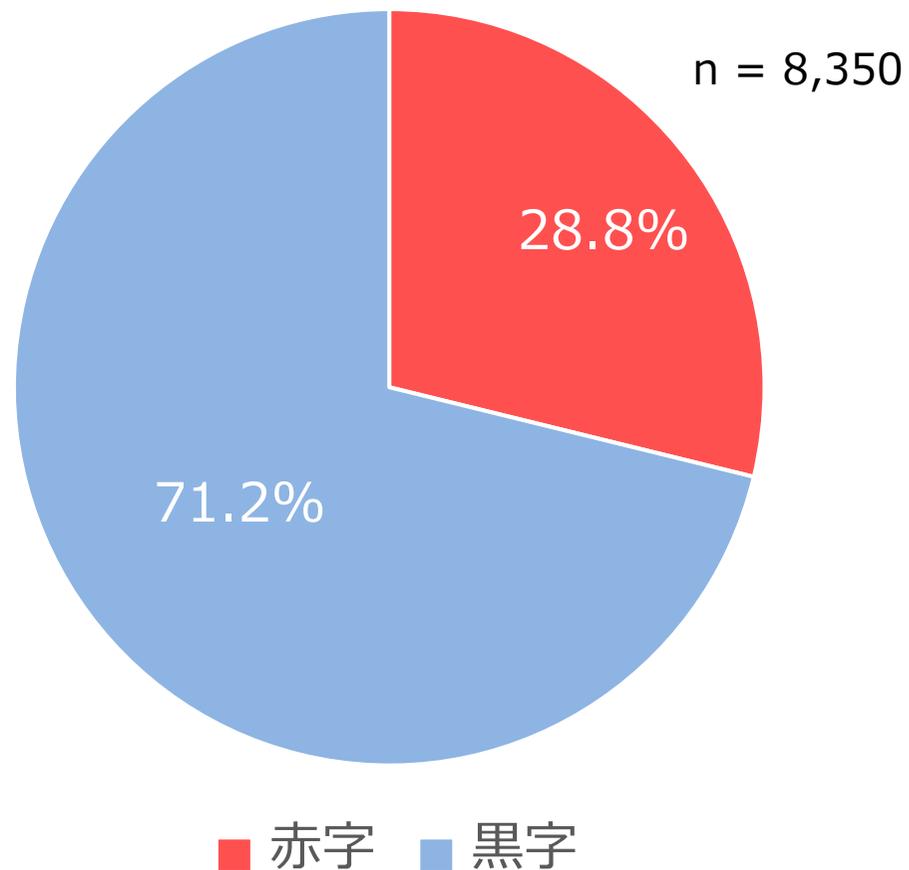
1. 2018年度 社会福祉法人の経営状況
2. 改正社会福祉法への対応と
地域における公益的な取組の状況



1. 2018年度 社会福祉法人の経営状況



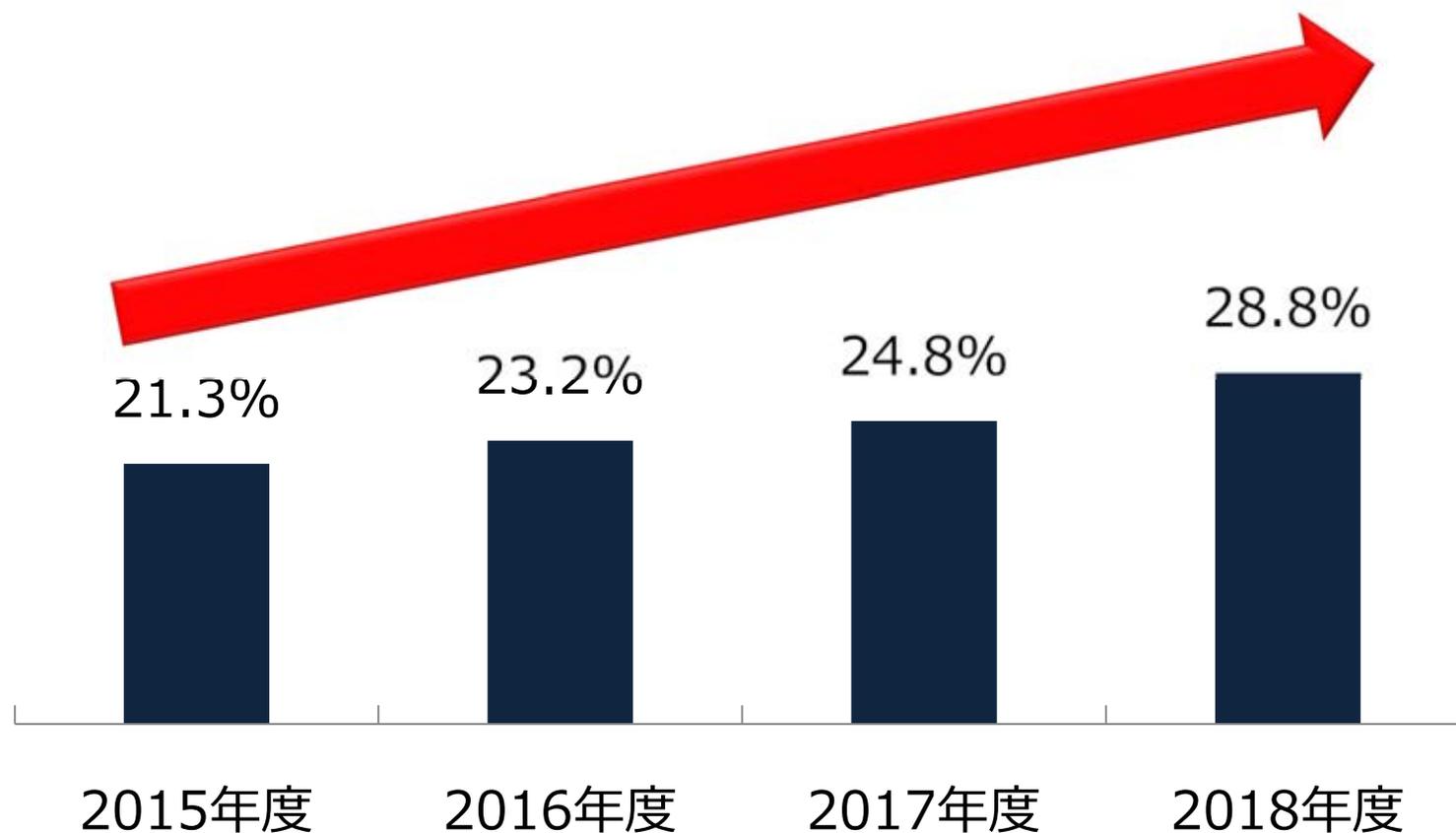
1-1. 2018年度の赤字の社会福祉法人の割合



資料出所: 福祉医療機構

2018年度は3割弱の社会福祉法人が赤字決算（福祉医療機構融資先）

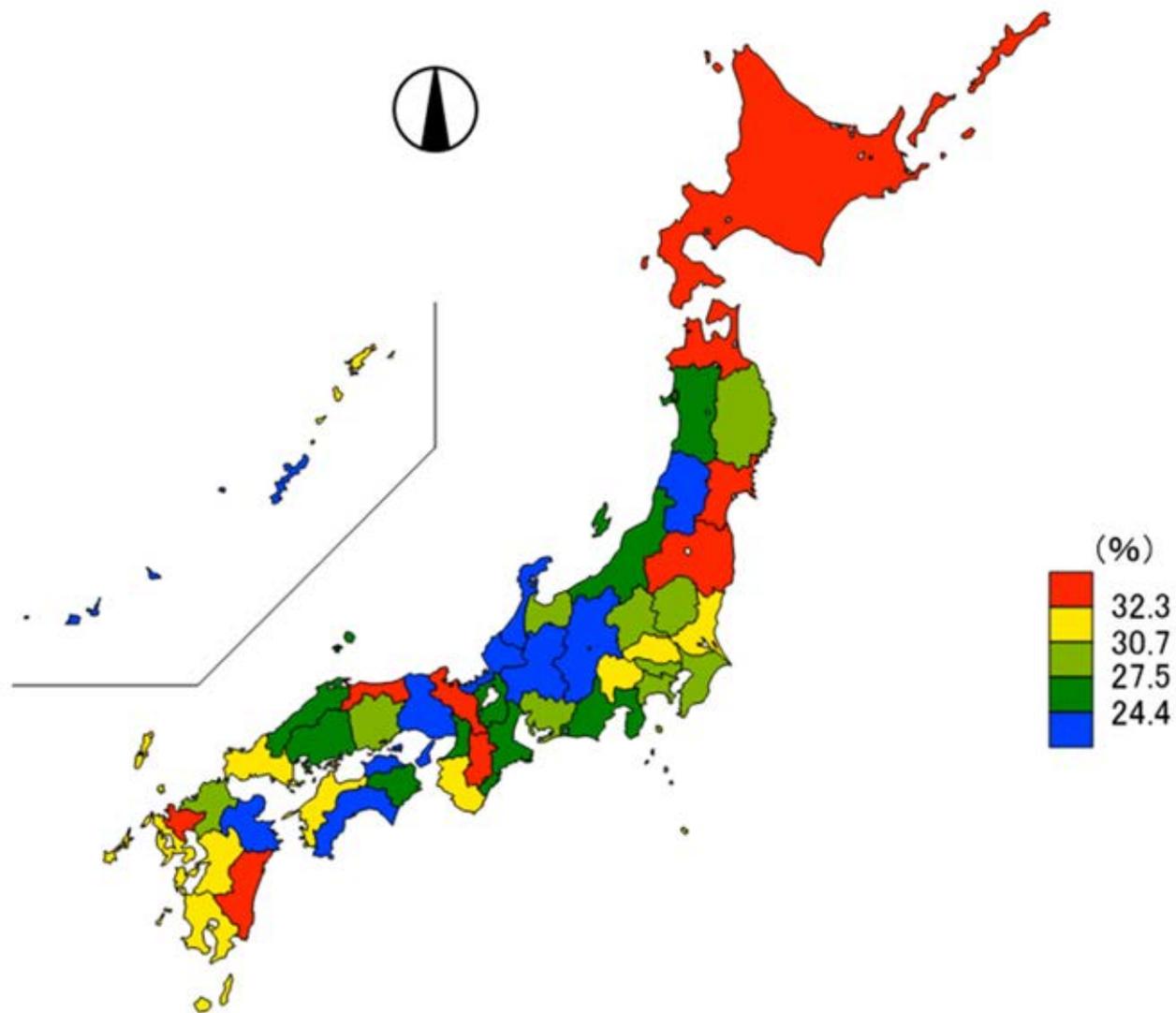
1-2. 赤字法人の割合は上昇傾向



資料出所:福祉医療機構

2018年度の赤字法人割合は過去4年間で最悪の状況（福祉医療機構融資先）

1-3. 都道府県単位での赤字法人の割合



資料出所:福祉医療機構

赤色および黄色の地域は、赤字法人の割合が3割を超える

1-4. 2018年度 社会福祉法人の経営状況

		2018年度 n=8,350	2017年度 n=6,930	差 (2018-2017)
従事者数	人	109.6	106.9	2.7
サービス活動収益	千円	644,061	618,845	25,216
人件費率	%	67.1	66.8	0.2
経費率	%	24.2	23.9	0.2
減価償却費率	%	4.8	4.6	0.2
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	2.9	3.4	△0.5
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,877	5,791	86
従事者1人当たり人件費	千円	3,942	3,870	72
赤字割合	%	28.8	24.8	4.0

資料出所:福祉医療機構

2018年度は増収したものの、人件費率・経費率の上昇により、サービス活動増減差額比率は0.5ポイント悪化

1-5. 2018年度 社会福祉法人の経営状況（主たる事業別）

		介護保険事業* n=3,359	老人福祉事業 n=83	保育事業 n=3,130	障害福祉 サービス事業 n=1,323
従事者数	人	153.1	22.5	57.9	99.6
サービス活動収益	千円	909,816	145,575	304,629	589,962
人件費率	%	65.7	55.8	72.9	65.0
経費率	%	26.0	35.6	19.7	22.1
減価償却費率	%	5.6	6.4	3.1	3.9
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	2.4	2.2	4.2	3.3
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,943	6,469	5,262	5,921
従事者1人当たり人件費	千円	3,904	3,609	3,834	3,848
赤字割合	%	33.9	31.3	25.2	27.3

*介護保険事業収益が法人全体の収益の50%を超える法人（老人福祉事業・保育事業・障害福祉サービス事業も同様）

資料出所:福祉医療機構

介護保険事業、老人福祉事業はサービス活動増減差額比率が低く、赤字割合が高い傾向。経年では、サービス活動増減差額比率は介護保険2.5%→2.4%、老人福祉1.8%→2.2%、保育5.7%→4.2%、障害福祉4.0%→3.3%

1-6. 2018年度 社会福祉法人の経営状況（サービス活動収益規模別）

		1億円未満 n=408	1億円以上 5億円未満 n=4,524	5億円以上 10億円未満 n=1,957	10億円以上 15億円未満 n=704	15億円以上 n=757
従事者数	人	16.3	48.4	121.2	204.5	407.3
サービス活動収益	千円	78,825	260,303	705,096	1,209,202	2,558,768
人件費率	%	70.0	69.3	66.7	66.3	66.3
経費率	%	21.5	22.3	24.3	24.7	25.0
減価償却費率	%	4.4	4.4	5.0	5.0	4.7
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	0.7	3.0	2.8	2.9	2.8
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	4,822	5,380	5,816	5,914	6,283
従事者1人当たり人件費	千円	3,375	3,726	3,880	3,922	4,164
赤字割合	%	43.4	29.5	28.6	25.1	20.7

資料出所:福祉医療機構

収益規模が大きいほど、赤字割合が低く経営は安定する傾向

1. 2018年度 社会福祉法人の経営状況 まとめ

- 全体としては、報酬改定等により増収したが、人件費率・経費率の上昇により、利益率は前年度から0.5ポイント低下し2.8%、赤字割合は28.8%と過去4年間で最悪の水準
- 法人の主たる事業別にみても、おおむね利益率は前年度から低下している
- 法人の規模別にみると、小規模な法人は4割超が赤字であり、経営状況の厳しさが垣間見える



2. 改正社会福祉法への対応と 地域における公益的な取組の状況



- 2-1. 改正社会福祉法への対応状況
- 2-2. 地域における公益的な取組みの状況
- 2-3. 人材確保の観点からみた
地域における公益的な取組み

2-1-1. 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

平成28年4月の改正社会福祉法の施行から丸4年が経過しました

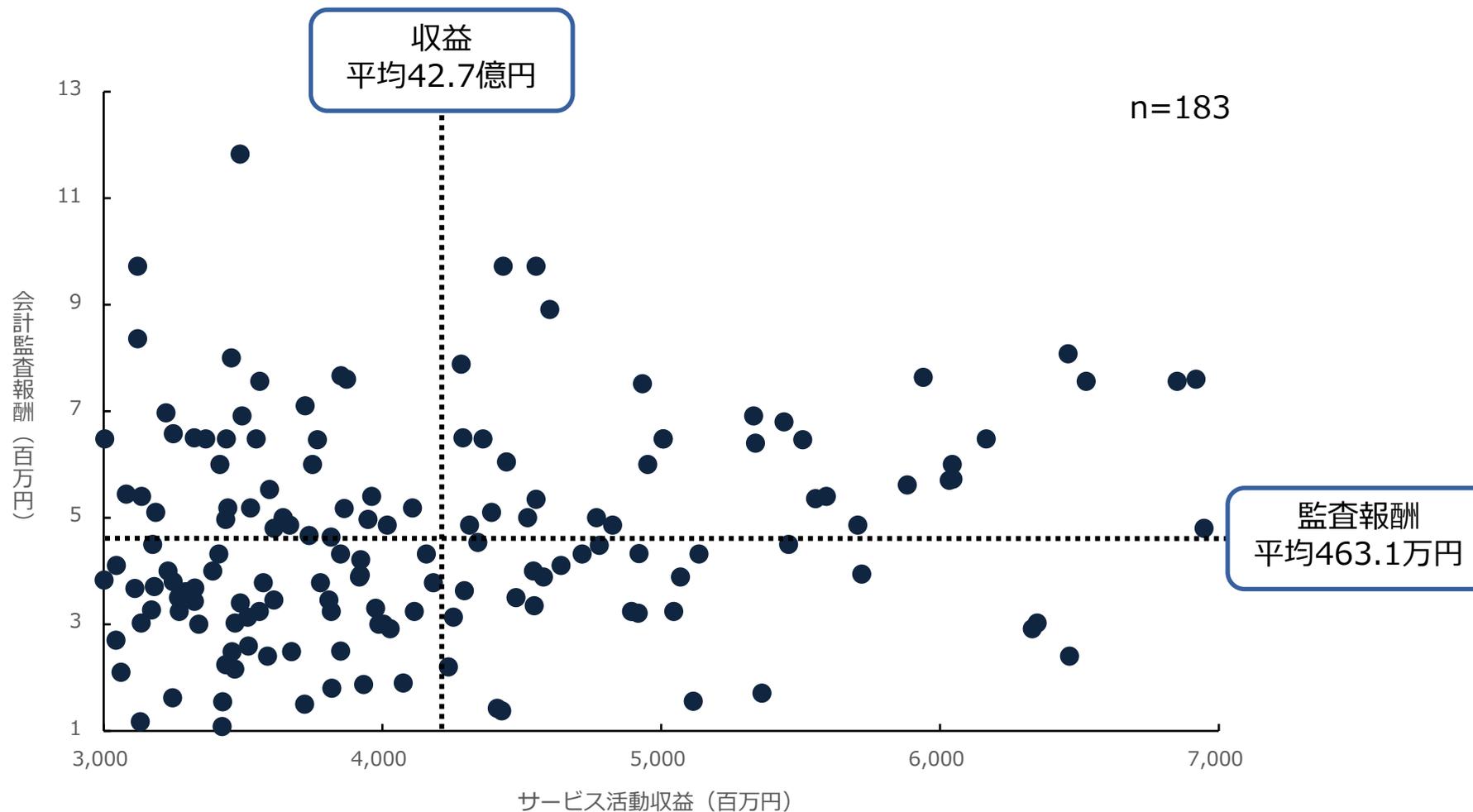
2-1-2. 改正社会福祉法への対応状況（主たる事業別・2018年度）

		全体 n=8,350	介護保険事業 n=3,359	老人福祉事業 n=83	保育事業 n=3,130	障害福祉 サービス事業 n=1,323
社会福祉充実残額発生	%	7.2	6.4	7.2	5.2	14.3
会計監査人設置対象	%	2.2	3.5	0.0	0.1	1.4
会計監査人任意設置	%	0.8	1.0	0.0	0.4	1.2
地域における公益的な取組み記入	%	59.4	66.5	51.8	47.6	65.2

資料出所:福祉医療機構

改正社会福祉法への対応状況は、法人の主たる事業によって差がみられる

2-1-3. 法人の収益規模と会計監査報酬（設置対象法人・2018年度）



資料出所:福祉医療機構

会計監査人設置対象法人のサービス活動収益は平均42.7億円、会計監査報酬は463.1万円程度

- 2-1. 改正社会福祉法への対応状況
- 2-2. 地域における公益的な取組みの状況
- 2-3. 人材確保の観点からみた
地域における公益的な取組み

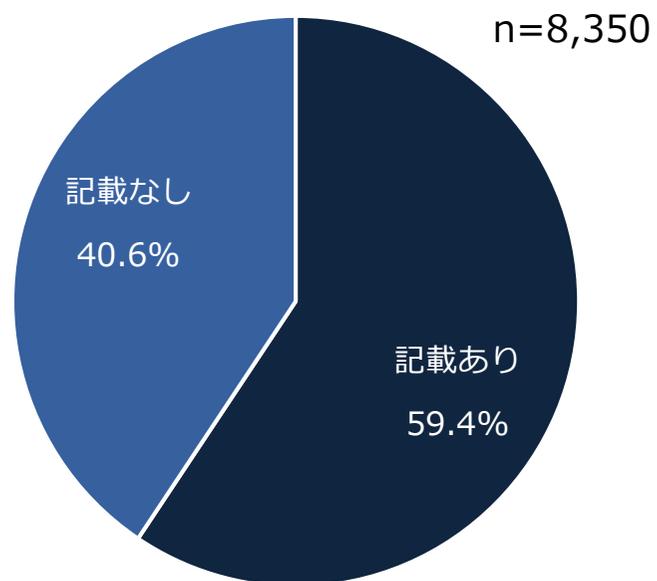
【再掲】 2-2. 改正社会福祉法への対応状況（主たる事業別・2018年度）

		全体 n=8,350	介護保険事業 n=3,359	老人福祉事業 n=83	保育事業 n=3,130	障害福祉 サービス事業 n=1,323
社会福祉充実残額発生	%	7.2	6.4	7.2	5.2	14.3
会計監査人設置対象	%	2.2	3.5	0.0	0.1	1.4
会計監査人任意設置	%	0.8	1.0	0.0	0.4	1.2
地域における公益的な取組み記入	%	59.4	66.5	51.8	47.6	65.2

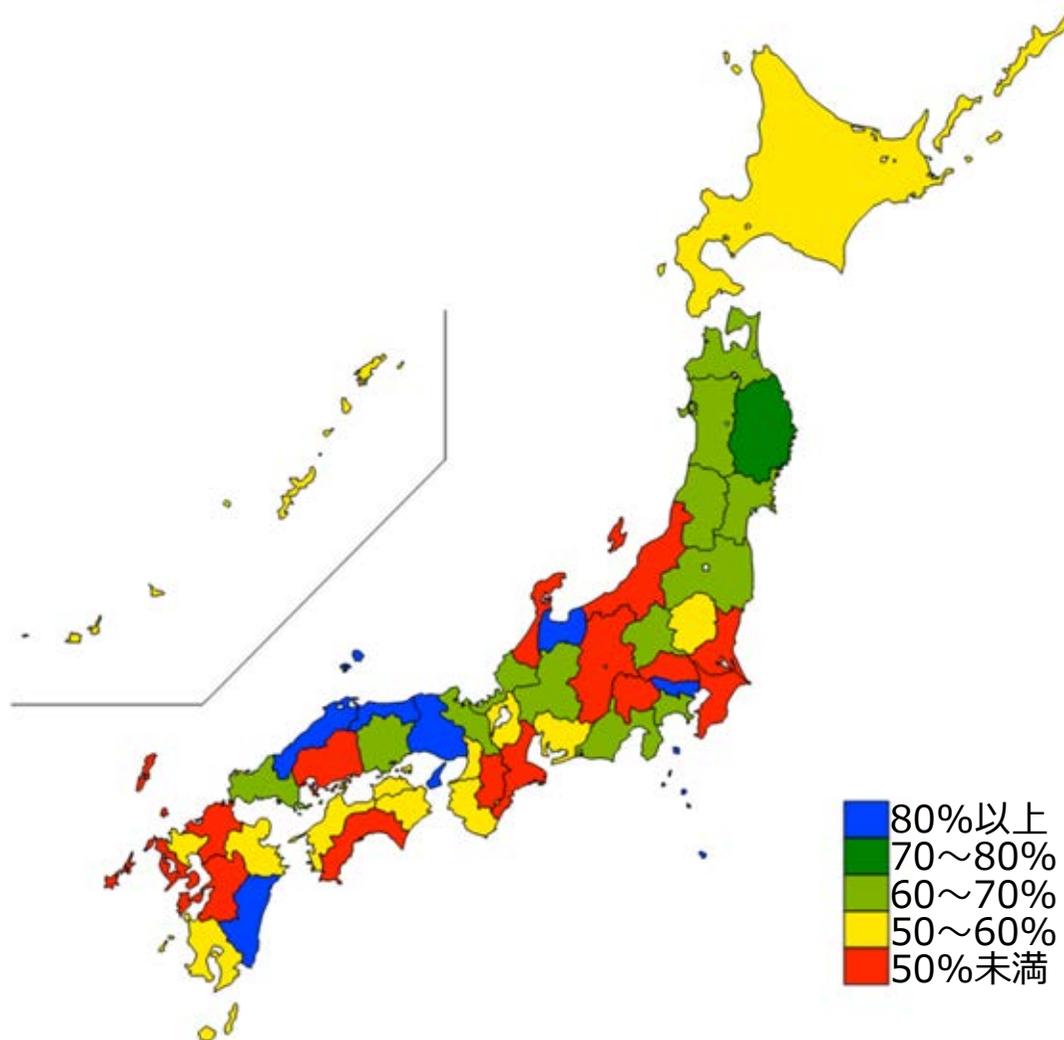
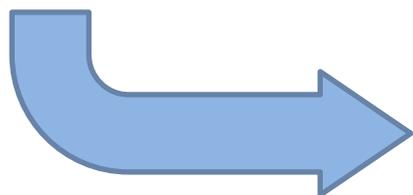
資料出所:福祉医療機構

改正社会福祉法への対応状況は、法人の主たる事業によって差がみられる

2-2-1. 地域における公益的な取組の記載状況（2018年度）



全体の状況



資料出所:福祉医療機構

記載率は都道府県によって、9割超から3割台までとばらつきがみられる

【参考】 地域における公益的な取組の記入先（財務諸表等入力シート・現況報告書）

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示

Meiryo UI 16 A A B I U A 配置 数値 スタイル セル

A1 : 現況報告書様式(平成30年4月1日現在)

1 現況報告書様式（平成30年4月1日現在）

2 トップページに戻る 次のセクション 前のセクション ヘルプ チェック 郵便番号で住所入力

7328

7329 11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

7331	①取組タイプコード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
7332		④取組内容	
7335	地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）	地域高齢者コミュニティ活性化事業	東京都武蔵野市、三鷹市、杉並区の一部
7336		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

7535

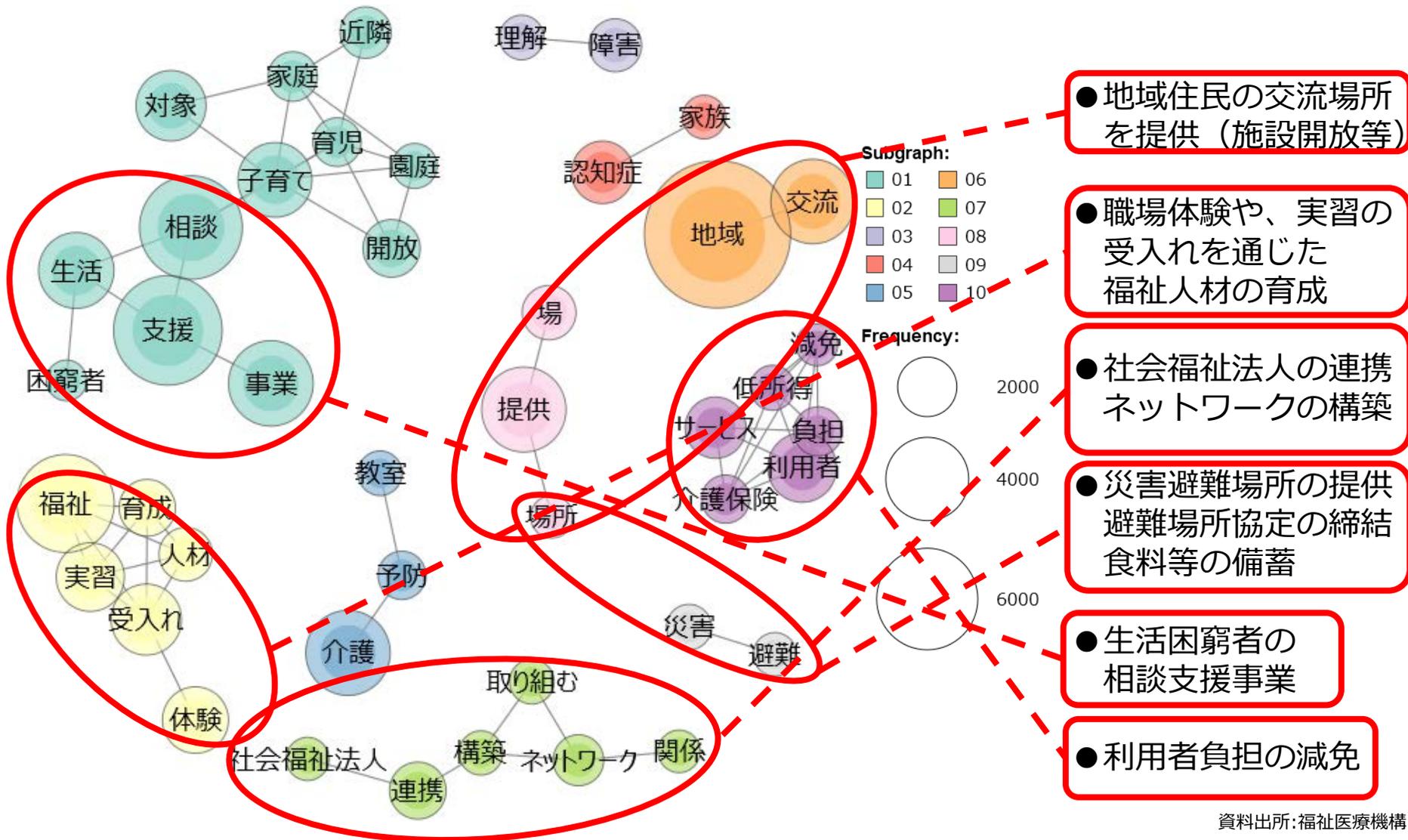
7536 1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シ

7538	(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)	34,030,000
7539	(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
7540	①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） (円)	20,000,000
7541	②地域公益事業 (円)	10,000,000
7542	③公益事業 (円)	10,000,000
7543	④合計額 (①+②+③) (円)	40,000,000

トップページ 他入力シートの取込み 現況報告書 サービス類型 勘定 計算書類 入力状況 整合性チェック 資金 事業 貸...

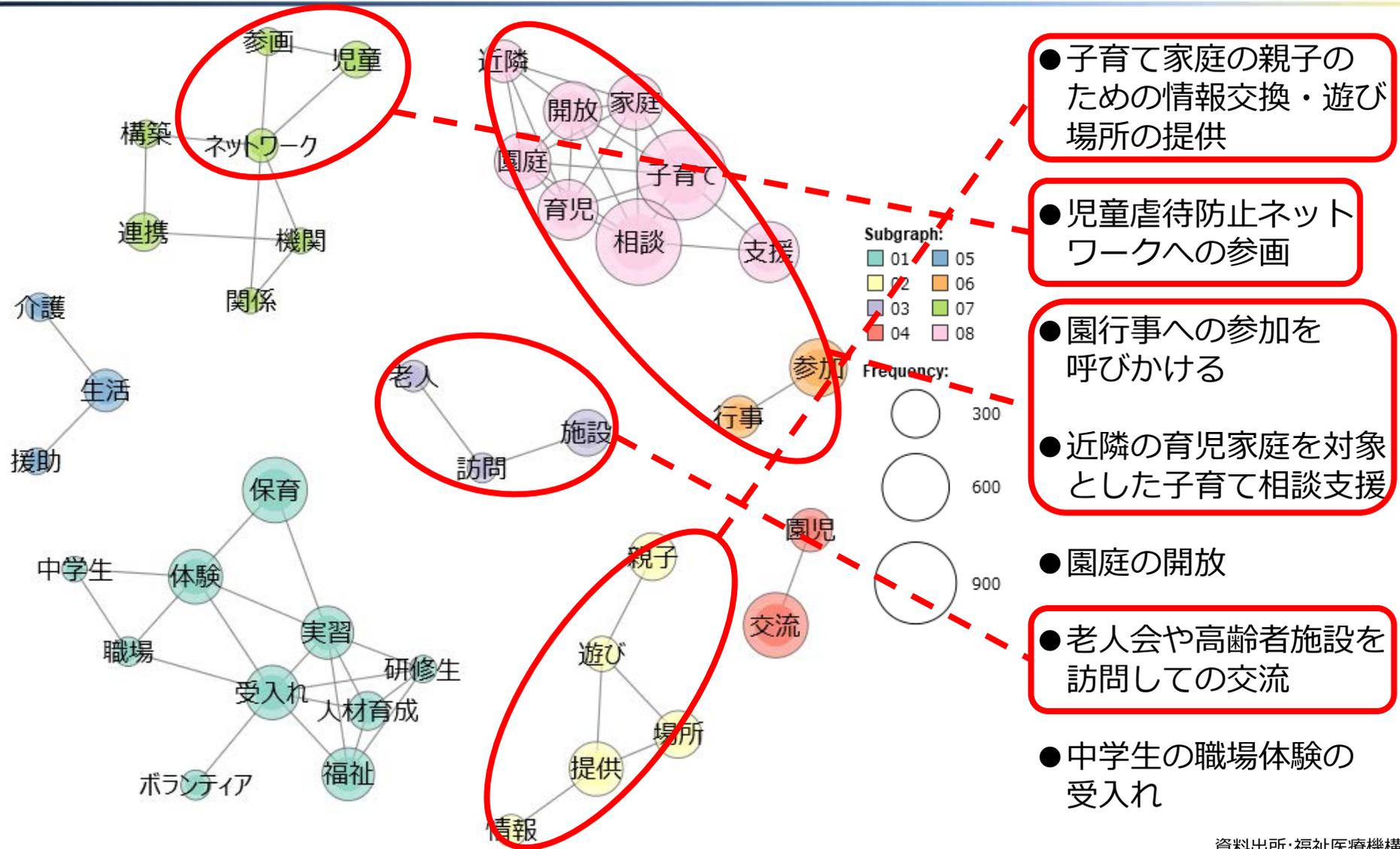
※入力サンプル

2-2-2. 実際にどんな内容が記載されているか（2018年度・機構融資先）



実習受入れ、連携によるネットワーク構築、災害避難場所提供等について多くの記述がみられた

2-2-4. 保育事業主体法人の記載内容（2018年度）



資料出所: 福祉医療機構

地域の子育て家庭への相談支援や園庭の開放が中心

2-2. 地域における公益的取組みの状況 まとめ

- 2018年度は約6割の法人の記載にとどまった。2019年度決算分の現況報告書の作成にあたり、いま一度セクション11-2への記載のチェックを!
- 2018年度の記載内容について分析したところ、それぞれの法人では、主力にしている事業の強みを活かした取組みを展開していることがわかる
- 今後は、記載の有無だけでなく取組みの「内容」に焦点が移ることが見込まれる

- 2-1. 改正社会福祉法への対応状況
- 2-2. 地域における公益的な取組みの状況
- 2-3. 人材確保の観点からみた
地域における公益的な取組み

2-3-1. 地域における公益的な取組みの記載状況と新卒者採用

法人の主体事業	新卒者採用実績（1人以上） のあった法人割合（%）	
	公益的取組み 記載あり	公益的取組み 記載なし
介護保険事業	73.1	58.1
保育事業	51.1	41.3
障害福祉サービス事業	76.4	56.2
社会福祉法人全体	64.3	52.8

資料出所:福祉医療機構

いずれの事業においても、地域における公益的な取組みを記載している法人群の方が
新卒者採用実績（1人以上）があった割合が高い

2-3-2. 考えられる理由①

- 近年、福祉系養成校の養成課程においてコミュニティソーシャルワークについて学ぶ機会が設定されていることが多い
- そのため、福祉に意欲的な学生ほど「地域」への貢献意識（アンテナ）が高い
- そのような学生にとって、社会福祉法人の地域における公益的な取組みは、まさに学んできたことの実践の場であり、大きな魅力として映るのではないか

意欲的な学生の採用は、将来的な法人運営にとっても有益と考えられる

2-3-3. 地域における公益的な取組みの記載状況と若手職員離職率

法人の主体事業	若手職員離職率(%)*	
	公益的取組み 記載あり	公益的取組み 記載なし
介護保険事業	4.4	4.8
保育事業	4.0	4.1
障害福祉サービス事業	3.6	4.2
社会福祉法人全体	4.2	4.5

*若手職員離職率：(勤続3年以上10年未満職員の退職者数) ÷ (職員総数)
 なお、開設10年以上の法人を計算対象とした

資料出所:福祉医療機構

地域における公益的な取組みを記載している法人群の方が勤続3年以上10年未満職員の離職率が低い傾向
 → 若手職員にとっても魅力を感じられる法人となっている可能性

2-3-4. 考えられる理由②

- ・ 新たに地域における公益的な取り組みを始める場合、比較的年次の若い職員が中心となることが多く、若手職員の活躍・成長の機会となりうる
- ・ また、法人施設の利用者以外の地域住民（からの感謝）に直接触れられる貴重な機会となることが多い
- ・ 結果、若手職員の仕事への達成感や、法人への帰属意識・定着、ひいては、法人全体の活性化につながっていると考えられる

実施法人からは、職員にとってもやりがいを感じられる場面が多いとの声も

2-3. 人材確保の観点からみた地域における公益的な取組み まとめ

- ・ 地域における公益的な取組みを積極的に実践し、法人外にも伝える姿勢には、人材確保の観点からも一定の効果が見込まれる
- ・ 法人の責務としてとらえるか、法人の魅力（＝法人の思い・大切にしていること）を伝えるツールとして活用するか
- ・ 法人の思いや理念を、法人内外と共有するためのきっかけとして、あらためて地域における公益的な取組みについて考えることも有益かもしれません

新型コロナウイルス感染症に関連する福祉医療機構の融資メニュー

新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

1. 貸付をご利用される方
当貸付事業の融資対象施設を経営している事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方。
2. 貸付条件
福祉貸付事業（経営資金）

融資条件	
償還期間 (据置期間)	15 年以内 (5 年以内)
貸付利率	当初 5 年間 3,000 万円まで無利子 3,000 万円超の部分は 0.2% 6 年目以降 0.2%
貸付金の限度額 (無担保貸付)	なし (6,000 万円)

3. 既往貸付に関するご相談の方
当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

※2020年5月19日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する福祉医療機構の融資メニュー

(独) 福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

	施設 開設地	窓口	連絡先
新規貸付	東日本 (北海道 ～三重県)	東京本部 福祉医療 貸付部 福祉審査課	<TEL> 03-3438-9298 03-3438-0207 <FAX> 03-3438-0659
	西日本 (福井県 ～沖縄県)	大阪支店 福祉審査課	<TEL> 06-6252-0216 <FAX> 06-6252-0240
既往貸付	東京本部	顧客業務部 顧客業務課	<TEL> 03-3438-9939 <FAX> 03-3438-0248



ご清聴ありがとうございました

**独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター
コンサルティンググループ 小寺俊弘**

TEL : 03-3438-9935

FAX : 03-3438-0371

※経営分析参考指標

<https://www.wam.go.jp/hp/guide-keiei-keieiqa-tabid-1976/>